

山形県特別養護老人ホーム入所指針について（イメージ図）

- 要介護3～5の方については、従前通りの取扱いにより「入所判定対象者」を選定。
- 要介護1・2の方が入所を申し込むこと自体を妨げるものではないが、「入所判定対象者」となるためには、「居宅において日常生活を営むことについてやむを得ない事由」が必要。その判断の際には、施設と保険者市町村との間で必要な情報共有等を実施。
- その上で、「入所判定対象者」全体の中で、入所判定委員会において「介護の必要の程度」や「家族の状況」等を勘案して、最終的な入所者を決定。

